

第一次報告書の検討過程における議論について

平成19年12月21日

1 第一次報告書の検討過程における議論（第3回会合）

2 NHKの衛星放送のスクランブル化に係る検討の経緯

3 受信料体系の簡素化（一本化）の経緯

第一次報告書（抜粋）

7 その他研究会で議論した事項

本研究会では、受信料体系の課題のうち公平負担に係る喫緊の課題について議論・検討を行ってきたが、議論の過程では、受信料に関するその他の課題についても各構成員から様々な意見が示された。

(1) NHKの衛星放送の有料放送化と地上契約・衛星契約の一本化

例えば、衛星受信料体系の課題については、衛星放送が多様化している現状にかんがみ、NHKの衛星放送は有料放送とし、これを視聴するか否かを視聴者の選択に委ねることが適当ではないかとの意見があった。一方、ワンセグ放送などの放送技術の変化による視聴形態の変容への対応の必要性や衛星放送の普及においてNHKが先導的役割を果たしていた時代が既に終焉していると考えられることなどを踏まえ、地上契約と衛星契約を一本化し、より簡素な受信料体系とすることが特殊な負担金という受信料の性格にも合致するものではないかとの意見も示された。

研究会の議論の中でこうしたいわば正反対とも言えるような意見が示されているように、NHKの衛星放送の在り方については、国民視聴者の中にも様々な意見があると考えられる。**今後、2011年の完全デジタル元年に向けて、本研究会で指摘された受信料に関する課題も含め、NHKの衛星放送の在り方について改めて早急な検討を行うことが求められる。**

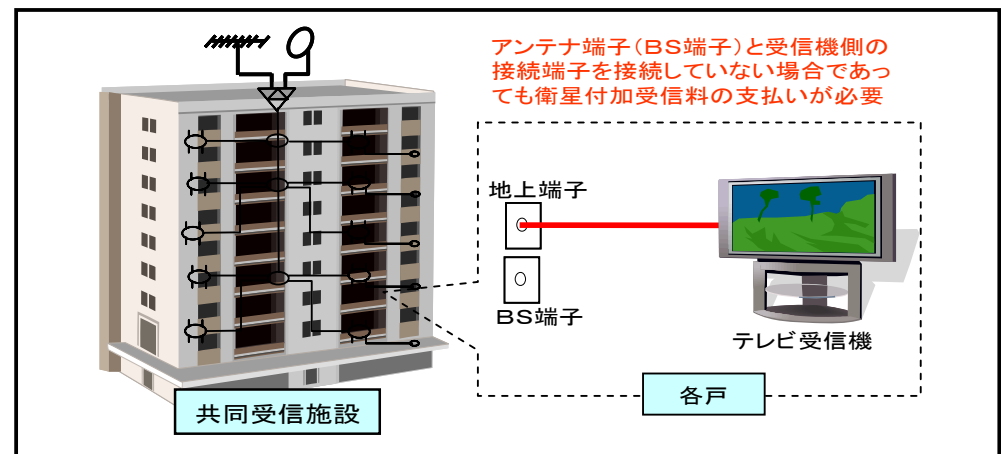
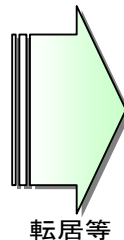
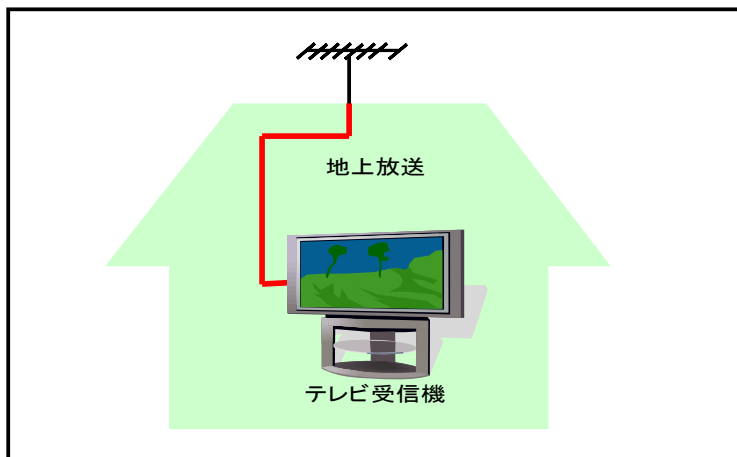
第一次報告書の概要 (「衛星受信料体系の課題」関連)

第一次報告書の概要

「3 衛星受信料体系の課題」関連

衛星受信料体系
についての検討

- 従前は地上契約を締結していた者であって、住環境の変化等の外部環境の変化により、いわば自動的に受信規約上の「衛星放送を受信できる受信機を設置した者」に形式的に分類された者が、外部環境の変化後においても衛星放送を受信していないという受信実態に変化がない場合、衛星契約ではなく、地上契約を継続することができるよう受信規約の改正等の適切な措置が講じられるべき。
- ただし、受信料は視聴の有無に関わらず国民が公共放送たるNHKの業務の維持運営のための経費を負担するものであり、この原則が維持されるよう、措置を不正に利用して、衛星契約への移行を免れようとする者(フリーライダー)の防止など実効性が十分に確保されるための手続上の工夫が必要であり、こうした手続については、今後、契約実務を担うNHKにおいて実施可能な具体策が検討されるべき。



第一次報告書の検討過程における議論

第3回会合における議論（概要）

NHKの衛星放送の有料放送化

- 受信設備を設置した者のほぼ全てがNHKの放送番組を視聴することを前提とする公的負担金説は、地上放送では、こうした前提と利用実態の間に大きな乖離はなかったと考えられる。
- 他方、衛星放送では、公的負担金説の根拠と利用実態が離れることが明白に出てきたということではないか。
- 視聴者が、民放BSを視聴するためには、NHKと衛星契約を結び受信料を支払わなければならない。これは、民放BS各社にとっては明らかに足枷だと思うが、なぜ民放BS各社からは不満が出ないのか。
- 衛星受信料については、接続端子を接続し、B-CASによって支払い意思を明確にした時点で有料放送の契約をしたということにすれば、一番はつきりするのではないか。

地上契約・衛星契約の一本化

- アンテナ端子と受信機側の接続端子と接続していない場合について、NHKはその状況を判断することができないので、コストはかかるがベネフィットはあまり多くないということも想定される。衛星契約導入時には、難視聴解消と衛星放送についてNHKを先導にして普及させようという二つの考え方があったと思うが、そのような時代は既に終わったため、地上契約と衛星契約を一本化した方が、特殊な公的負担金という形で説明するにも説明しやすいし、より現実的な解決になるのではないか。

1 第一次報告書の検討過程における議論（第3回会合）

2 NHKの衛星放送のスクランブル化に係る検討の経緯

3 受信料体系の簡素化（一本化）の経緯

NHKのBS放送のスクランブル化に係る検討の経緯①

◆ 郵政省は、平成10年3月に閣議決定された「規制緩和推進3か年計画」を受けて、NHKのBS放送の2000年(平成12年)時点でのスクランブル化の実施について、検討を行い、「適当ではない」との結論を得た。

- 平成8年10月17日 「**創意で造る新たな日本**」を公表 [行政改革委員会規制緩和小委員会]
NHKのBS放送について地上放送と一括した受信料制度を見直し、有料スクランブル放送化を図るべきである。なお、スクランブル放送とするためのデコーダ設置については、視聴者負担が最小となるような方策を検討することが必要である。
- 平成9年1月17日 「**郵政行政に係る規制緩和の検討状況**」を公表 [郵政省]
現行のNHKのBS放送のスクランブル化については、デコーダ設置のために新たな負担が不可避となることから、困難である。今後のNHKのBS放送のスクランブル化については、デジタル化、多チャンネル化が急速に進展する衛星放送の動向を踏まえ、NHKに期待される役割や視聴者に及ぼす影響を勘案しつつ検討する。
- 平成9年3月28日 「**規制緩和推進計画の再改定について**」閣議決定
NHKのBSスクランブル化については、デジタル化、多チャンネル化が急速に進展する衛星放送の動向を踏まえ、NHKに期待される役割やデコーダ設置の負担等視聴者に及ぼす影響を勘案しつつ実施について検討する。
- 平成10年3月31日 「**規制緩和推進3か年計画**」閣議決定
(同上)
- 平成10年10月29日
～11月27日 **NHKのBS放送のスクランブル化に関する意見募集** [郵政省]
- 平成11年2月26日
～3月12日 **NHKのBS放送のスクランブル化検討結果(案)に関する意見募集** [郵政省]
- 平成11年3月30日 **NHKのBS放送のスクランブル化検討結果を公表** [郵政省] ※詳細については、次ページ参照。
- 平成11年3月30日 「**規制緩和推進3か年計画(改訂)**」閣議決定
【措置内容】NHKのBSスクランブル化については、デジタル化、多チャンネル化が急速に進展する衛星放送の動向を踏まえ、NHKに期待される役割やデコーダ設置の負担等視聴者に及ぼす影響を勘案しつつ実施について検討する。
【備考】パブリックコメント結果を踏まえ、BSデジタル放送が開始される2000年時点での実施は、BSデジタル放送の普及、受信者コストの観点から行わないこととした。
なお、BSデジタル放送の普及状況、BSデジタル放送事業者の動向等を踏まえ、将来、改めて検討する。

「NHKのBS放送のスクランブル化検討結果」(平成11年3月30日郵政省報道発表)

◆ 2000年(平成12年)時点では、①BSデジタル放送の普及、②BSデジタル放送開始時における民間放送事業者との併存体制、③BSアナログ放送をスクランブル化した場合の視聴者の受信者コストの観点から、NHKのBSアナログ放送及びBSデジタル放送をスクランブル化することは適当ではないと結論。

[報道発表資料抜粋]

※下線は、研究会事務局が付したものです。

3 検討結果

以上、寄せられた様々な意見を踏まえ検討を行ったところ、BSデジタル放送が開始される2000年時点においては、次の理由により、NHKのBSアナログ放送及びBSデジタル放送をスクランブル化することは適当ではない。

- ① 2000年以降、国民がBSデジタル放送を広く視聴し、その普及を図るという観点からは、NHKが公衆の要望を満たす豊かで良い番組を従来どおりノンスクランブルで放送することが望ましい。
- ② BSデジタル放送の開始段階では、広告により収入を得る一般放送事業者が多数を占めると思われることから、地上放送同様、NHKと一般放送事業者の切磋琢磨による併存体制が望ましい。
- ③ NHKのBSアナログ放送をスクランブル化すると視聴者の受信コストが増加する。

なお、BSデジタル放送の普及状況及びBSデジタル放送事業者の動向等を勘案し、上記検討の前提が変化した場合には、NHKのBS放送のスクランブル化について、NHKのBS放送の位置付け、NHKのメディア保有の在り方等も含め改めて検討を行う。

一方、受信料は公平に徴収されるべきであるとの観点からNHKのBS放送をスクランブル化すべきという意見があることから、NHKは、このような意見があることに留意し、受信料制度に対する国民の理解の促進及び受信契約率の向上など、受信料の公平徴収の徹底に向けて、一層努める必要がある。

これについて、NHKは公平な受信料徴収の徹底のために、デジタル技術を活用する新しい方策について検討するとしており、国民的な理解を得られるような方策の検討を着実に行うことが期待される。

NHKのBS放送のスクランブル化に係る検討の経緯②

平成13年3月30日 「規制改革推進3か年計画」閣議決定

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
23 NHKのBSデジタル放送の在り方 (総務省)	<u>NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する。</u>	検討開始		

平成14年3月29日 「規制改革推進3か年計画(改定)」閣議決定

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
27 NHKのBSデジタル放送の在り方 (総務省)	<u>NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する。</u>	計画・ITウ23	検討開始	検討	検討(結論)

平成15年3月28日 規制改革推進3か年計画(再改定)閣議決定

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
32 NHKのBSデジタル放送の在り方 (総務省)	<u>NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する。</u>	改定・ITウ27	検討開始	検討	検討(結論)

平成16年3月19日 「規制改革・民間開放推進3か年計画」閣議決定

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
28 NHKのBSデジタル放送の在り方 (総務省)	<u>NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する。</u>	改定・ITウ32	検討	検討	検討(結論)

NHKのBS放送のスクランブル化に係る検討の経緯③

平成17年3月25日 「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」閣議決定

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
30 NHKのBSデジタル放送の在り方(総務省)	NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する。	改定・ITウ28	検討	検討	検討(結論)

平成18年3月31日 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」閣議決定

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
30 公共放送等の在り方を踏まえたNHKの改革(総務省)	<p>d 公共放送の在り方の検討</p> <p>デジタル化や通信・放送融合の進展、視聴形態の多様化など公共放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、保有チャンネル数の在り方、地上波デジタル放送のスクランブル化の是非を含む受信料制度の在り方、業務範囲等、将来を見通した公共放送の在り方全体の見直しを早急に行い、平成18年度早期に一定の結論を得る。</p> <p>その際、BSデジタル放送のスクランブル化については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)において「NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する」とされていることを踏まえ、早期に上記閣議決定に沿った検討を行い、結論を得る。</p>	重点・生活2(1)④[改定・ITウ30]	検討	検討	検討・早期に結論

平成19年6月22日 「規制改革推進のための3か年計画」閣議決定

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
⑩ 受信料で成り立つ公共放送の在り方の検討(総務省)	<p>BSデジタル放送において、B-CASカードの機能を利用した「受信確認メッセージ」の表示内容や表示位置・サイズの見直し、さらには、受信機設置・受信料支払状況の確認を適切に行うためのコールセンター等の充実等、本システムの効果をより高めるための見直しを行う。</p> <p>また、放送の完全デジタル化が完了した場合には、地上放送についても公平負担の徹底を図る観点から、何らかの「受信確認メッセージ」の実施可能性について検討する。</p>	重点・IT(1)①ウ	平成18年度検討開始、結論を得たものから逐次実施		

1 第一次報告書の検討過程における議論（第3回会合）

2 NHKの衛星放送のスクランブル化に係る検討の経緯

3 受信料体系の簡素化(一本化)の経緯

受信料体系及び受信料額(月額)の推移

◆ 受信料体系の簡素化(一本化)が図られた体系の改正は、これまで2回。

- ① ラジオ受信料(契約乙)の廃止(昭和43年)
- ② 普通契約(白黒テレビに係る契約)のカラー契約への統合(平成19年)

年月	変更事項	ラジオ	テレビ (単位:円)					
			カラー	普通	衛星カラー	衛星普通	特別契約	
26.4		50						
28.2	テレビ放送の開始によりテレビとラジオの2本立て料金に ・ラジオ放送の受信契約 ・テレビ放送の受信契約	50		200				
29.4	(ラジオは3ヶ月で200円)	67		300				
34.4		85						
37.4	契約甲と契約乙の受信料体系に組み替え ・契約甲:全ての放送の受信契約 ・契約乙:ラジオ放送のみの受信契約	契約乙 50		契約甲 330				
43.4	カラー契約と普通契約の体系に組み替え、ラジオ受信料(契約乙)の廃止 ・カラー契約:カラーテレビジョン放送の受信契約(地上系) ・普通契約:白黒テレビジョン放送の受信契約(地上系)	廃止	465	315				
51.6			710	420				
55.5			880	520				
59.4	訪問集金、口座振替、継続振込による受信料支払い ・訪問集金:集金取扱者への支払い ・口座振替:預金口座等からの自動振替による支払い ・継続振込:金融機関等における継続払込みによる支払い		1,040 (990)	680 (630)				
H. 1.4	消費税導入		1,070 (1,020)	700 (650)				
1.8	衛星放送の導入により5類系の契約体系に ・カラー契約 :地上系のカラーテレビ受信契約 ・普通契約 :地上系の白黒テレビ受信契約 ・衛星カラー契約:衛星系及び地上系のカラーテレビ受信契約 ・衛星普通契約:衛星系及び地上系の白黒テレビ受信契約 ・特別契約 :難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約				2,000 (1,950)	1,630 (1,580)	1,040 (990)	
2.4			1,370 (1,320)	890 (840)	2,300 (2,250)	1,820 (1,770)		
9.4	消費税率引き上げ及び地方消費税導入		1,395 (1,345)	905 (855)	2,340 (2,290)	1,850 (1,800)	1,055 (1,005)	
19.10	カラー契約と普通契約の統合により3類系に組み替え ・地上契約 :地上系のテレビ受信契約 ・衛星契約 :衛星系及び地上系のテレビ受信契約 ・特別契約 :難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約		地上契約 1,395 (1,345)		衛星契約 2,340 (2,290)			

注) 受信料額のうち、()内は継続振込、口座振替の料金

S43年の契約乙の廃止(カラー契約と普通契約の体系への移行)の考え方

受信料体系の改正内容

(単位:円)

年月	変更事項	ラジオ	テレビ		衛星カラー	衛星普通	特別契約
			カラー	普通			
37.4	契約甲と契約乙の受信料体系に改定 ・契約甲:全ての放送の受信契約 ・契約乙:ラジオ放送のみの受信契約	契約乙 50	契約甲 330				
43.4	カラー契約と普通契約の体系に改定し、ラジオ受信料(契約乙)の廃止 ・カラー契約:カラーテレビジョン放送の受信契約(地上系) ・普通契約:白黒テレビジョン放送の受信契約(地上系)	廃止	465	315			

収支予算の国会審議等におけるNHKからの説明

協会の事業運営の根幹となります受信料体系について申し上げます。協会は、国民の受信料負担の軽減と公平を期する見地から、従来の契約体系及び料金を改め、普通契約とカラー契約の二種類の料金体系を設定し、料金の月額を普通契約においては三百十五円、カラー契約においては四百六十五円とすることとしております。また、ラジオのみの契約については、これを廃止することといたしております。

【参議院通信委員会会議録(S43.3.26)NHK会長】

放送受信契約の種別を普通契約とカラー契約にした理由は、近年におけるカラーテレビジョン放送の拡充にかんがみ、放送受信料の公平負担を図るためのものであり、また、契約乙を廃止するのは、ラジオ単独受信者の現況と今後の推移を考慮し、「放送法の一部を改正する法律」の施行に伴う必要な措置として、これを行なうものである。

【受信規約変更認可申請書(S43.2.29)】

(参考)

・放送のカバレッジ…ラジオ:99.7% テレビ:95% 【衆議院通信委員会会議録(S42.6.29)浅野電波監理局長】

・有料契約数の推移

(単位:千件)

	S37	S38	S39	S40	S41	S42(見込み)
契約甲	13,337	15,602	17,056	18,121	19,112	20,081
契約乙	4,038	2,726	1,817	1,478	1,558	1,278

・契約乙による収入見込み:7億2,000万円 集金経費:3億8,000万円 【衆議院通信委員会(S45.4.9)井出郵政大臣】

・放送法等の一部を改正する法律…第32条第1項ただし書を改め、ラジオ放送に限り受信することのできる受信設備をのみを設置した者は、NHKと受信契約を締結することを要しないものとするもの

収支予算等に対する郵政大臣の意見書(昭和43年)

受信料の額については、今後のカラーテレビジョン放送受信者の増加状況等を勘案のうえ、国民の受信料負担の軽減という見地から、これが適正かについてさらに考慮すべきである。

H19年の普通契約のカラー契約への統合の考え方

受信料体系の改正内容

(単位:円)

年月	変更事項	ラジオ	テレビ		衛星カラー	衛星普通	特別契約
			カラー	普通			
9.4	消費税率引き上げ及び地方消費税導入		1,395 (1,345)	905 (855)	2,340 (2,290)	1,850 (1,800)	1,055 (1,005)
19.10	普通契約のカラー契約への統合により3種別に改定 ・地上契約 :地上系のテレビ受信契約 ・衛星契約 :衛星系及び地上系のテレビ受信契約 ・特別契約 :難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約		地上契約 1,395 (1,345)		衛星契約 2,340 (2,290)		

注:普通契約のカラー契約への統合は、普通契約を完全に廃止するものではなく、放送受信規約付則により、平成19年10月1日になお白黒テレビジョン受信機のみを設置している場合は、NHKに経過措置適用申請書を提出することにより、当分の間普通契約の料額が継続適用される。

収支予算の国会審議等におけるNHKからの説明

白黒テレビの国内生産が中止されたのは昭和六十二年でございます。この時点でいわゆる白黒契約、普通契約が百五十万件ございました。それが二十年経過いたしまして、現在は三十二万件残っていると、十八年度末の見込みでございます。(略)ただ、これは年々数万件ずつ減っていることは事実でございますけれども、先ほど申し上げましたように、もう二十年生産中止されてから経過しているということを踏まえまして、この際、白黒契約につきましてカラー契約に統合させていただくというふうにしたものでございます。【参議院総務委員会会議録(H19.3.27)NHK理事】

(参考)

- ・有料契約数の推移

	(万件)			
	H15	H16	H17	H18(見込み)
契約総数	3,690	3,662	3,618	3,619
うち普通契約等	40	37	35	32
(普通契約等割合)	(1.1%)	(1.0%)	(1.0%)	(0.9%)

※普通契約等:普通契約と衛星普通契約

収支予算等に対する郵政大臣の意見書(平成19年)

協会においては、普通(白黒)契約のカラー契約への統合など受信料体系の改定をすることとしているが、これらの措置にとどまらず、受信料不払者及び未契約者の解消に向け、口座振替の推進及びホテル等の受信実態等を勘案した事業所向け受信料体系の抜本的見直しなど、あらゆる措置について早急に検討の上、全力で取り組むこと。